

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和元年 11 月 7 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900043号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1900010号

## 第1 結論

昭和62年7月及び同年8月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年7月及び同年8月

私は、婚姻のため会社を退職した直後の昭和62年7月又は同年8月に、A市役所本庁又は同市役所B近隣センター内にあったB出張所の窓口で、国民年金の加入手続を行い、その場で請求期間の国民年金保険料を納付していたはずである。請求期間の保険料が未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和62年10月23日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、当該記号番号前後の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、請求者の国民年金の加入手続は、同市において、昭和63年2月頃に初めて行われたものと推認でき、その際、国民年金の強制加入被保険者としてC社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和62年7月21日に遡って被保険者資格を取得していることから、同年7月又は同年8月に請求者が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者が国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料を納付していたとするA市は、請求期間当時、国民年金の加入手続の際に現年度保険料の収納は行っていなかった旨回答しており、請求者の主張は当時の同市の保険料の取扱いと符合しない。

さらに、請求者の主張のとおり、昭和62年7月又は同年8月に請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、同年7月又は同年8月において払い出された別の記号番号が必要となるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索の結果、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900042号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1900021号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年11月15日から昭和47年3月26日まで  
② 昭和47年7月20日から昭和48年4月15日まで

私は、A社に、入社して次の勤務先のB社に入社するまで、継続して勤務していた。調査の上、両請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

### 1 請求期間①について、連絡先が判明したA社における複数の同僚は、請求者が請求期間①に勤務していたか分からないと回答している。

一方、請求者に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は、昭和46年10月13日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月15日に被保険者資格を喪失した後、昭和47年3月26日に再び被保険者資格を取得し、同年7月20日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、請求者が昭和47年3月26日に被保険者資格を取得した際に、請求者に対し同年4月25日に新たな厚生年金保険被保険者手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和46年10月13日から適用事業所でなくなった昭和47年7月20日までの間における厚生年金保険被保険者の延べ人数は9名であり、同社の健康保険厚生年金保険の整理番号に欠番はない上、請求者が同僚として挙げた2名は、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとともに、そのうちの一人は既に亡くなっていることが確認でき、もう一人については請求者の記憶では姓のみであり特定できないことから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年

金保険料の控除について照会することができない。

加えて、請求者は、請求期間①に係る給与明細書等を所持しておらず、給与から厚生年金保険料を控除されていたことについて確認することができない上、A社は既に解散しており、請求期間①当時の代表取締役3名の連絡先は不明であることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 2 請求期間②について、連絡先が判明したA社における複数の同僚は、請求者が請求期間②に勤務していたか分からないと回答している。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和47年7月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できることから、請求者は、同社において厚生年金保険に加入することができない。

また、請求者は、請求期間②に係る給与明細書等を所持しておらず、給与から厚生年金保険料を控除されていたことについて確認することができない上、A社は既に解散しており、請求期間②当時の代表取締役の連絡先は不明であることから、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。